

第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成23年5月13日(金) 14:00～16:35

(開催場所) エスポワールいわて大ホール

- 1 開 会
- 2 新任委員紹介
- 3 議事
 - (1) 専門委員会からの報告(総合企画専門委員会、津波防災技術専門委員会)
 - (2) 被災地の現状と復興に向けた取組について(沿岸・県北広域振興局)
 - (3) 復興に向けた具体的取組
 - (4) 意見交換
 - (5) 専門委員の設置について
 - (6) その他
- 4 その他
 - ・次回会議の開催(5月25日(水)14:00～16:30、エスポワールいわて)
- 5 閉会

委員

朝倉栄(長澤壽一委員代理出席) 石川育成 伊東碩子 植田眞弘 遠藤洋一
及川公子 大井誠治 小川惇 桑島博 佐藤泰造 高橋真裕 田中卓
戸田公明(野田武則委員代理出席) 長岡秀征 中崎和久 平山健一 福田泰司
藤井克己 元持勝利

オブザーバー

佐々木一榮 佐々木順一 千葉伝 齊藤廣見 村上明宏

1 開会

○政策推進室木村室長 定刻より若干早いですが、予定されている委員の皆様がおそろい
でございますので、ただいまから第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたし
ます。本日は委員会19人中、16名のご本人出席、2名の代理出席をいただいております
で、過半数を超えております。復興委員会設置要綱の規定によりまして会議が成立してい
ることをご報告いたします。なお、高橋委員におかれましては、遅れて出席していただく
予定となっております。

2 新任委員紹介

○木村室長 今回の委員会からまたお一人の委員が新たに就任していただいておりますの
で、はじめにご紹介させていただきます。中崎和久委員でございます。

それでは議事に入らせていただきます。これからの議事進行につきましては、委員会設

置要綱の規定によりまして委員長が議長として進行することになってございますので、藤井委員長、よろしく願いいたします。

3 議事

(1) 専門委員会からの報告（総合企画専門委員会、津波防災技術専門委員会）

○藤井克己委員長 早速ですが、会議次第によりまして議事を進めてまいります。

議事の1番、専門委員会からの報告ということでございます。4月30日に第1回の総合企画専門委員会が、5月8日の日曜日には、第2回の津波防災技術専門委員会がそれぞれ開催されたと伺っております。それぞれの専門委員会担当の事務局から、内容について御説明をお願いしたいと思います。

○大平復興局企画課総括課長 資料1に基づきまして、総合企画専門委員会の検討状況について御説明いたします。第1回の総合企画専門委員会につきましては4月30日に開催されてございます。委員は表のとおり6名でございますが、齋藤徳美放送大学岩手学習センター所長を委員長に選任いたしました。副委員長といたしましては、豊島岩手県立大学地域連携本部本部長を選任いたしました。

議題につきましては、審議事項として復興に向けた論点及び委員からの提言ということで審議いたしました。主な意見といたしましては、2のところにて四角で囲んでおりであります。

まず、広田委員であります。丸の二つ目、地域コミュニティーの結束を高めるような機会の場の設定が重要ではないか。三つ目であります。復興プランの策定は基本的に被災者自らが行うべき。国・県がどこまで金を出し、使いやすい制度を整え、専門的知識、人材を供給するかがポイントである、ということであります。

谷藤委員からは、次のページになりますが、2ページ目の丸の三つ目であります。産業復興の原則は民間主体である。資産が大幅に棄損しているということで、金融の瓦礫としての二重債務について国による資産の買い取り等について検討すべき、ということをお願いしております。四つ目といたしましては、被災企業が操業継続していくための支援が重要であるということ。あるいは最後の丸であります。社会基盤、効率一辺倒、B/Cいわゆるコストと利益の関係であります。それで決めるのではなくて、冗長性、必要最小限プラスアルファの部分の必要性をもう一度考える必要がある、ということをお願いしております。

豊島委員からは、復興に向けた考えとして持続可能性を据える。あるいは被災者カルテの整備の支援を盛り込むべき、という御提言をいただいております。

(2) 意見交換では、人口が先細るということを前提にビジョン、計画は立てられない。今の時点では被災した時点に原状復旧するというメッセージが必要ではないかということ。二つ目の丸であります。横断的に見て総合できるところは総合して連携すること、資料については整理したところを横断的に見ることができ情報のプラットフォームが重要である。あるいは四つ目あります。漁業と流通加工業の一体的な再構築については、漁業、流通加工する人が集まって議論する場が必要である。あるいは地元の合意形成が重要である、ということをお願いしております。更に下から二つ目の丸ですが、復興に向けて検討すべき事項については緊急、長期など、はっきり仕分けすることが必要

である、ということをお願いしております。

これを踏まえて委員長総括といたしまして、3ページ目ではありますが、当面の復興として行うべきことを仕分けすると。丸の二つ目で、安全、なりわいに結び付けて横断的なキーワードを協議し、煮詰めていくことが必要。あるいは、緊急に決めなければならないことは土地利用、住宅再建の問題。より被害を少なくするための減災の考え方を取り入れるべきだと。漁業については漁協単位、仲間同士で事業を行うなどの集約化を検討していくことが必要である。ということで、次回の委員会、来週月曜日ではありますが、短期、中期、復興期などの時間軸での仕分けをしていくことで総括いただいております。

総合企画委員会については以上であります。

○藤井克己委員長 ただいまの専門委員会の報告について、何かご質問等、おありでしょうか。総合企画の方は1回目の専門委員会が既に開催されて、内容については委員長総括にありますように、安全、なりわいに結びつけて横断的なキーワードを協議するという事。次回は来週月曜日と紹介がありましたが、短期、中期、復興期など、時間軸での整理、仕分けですか、施策の関連性を整理していくことが次の宿題になっているようです。よろしいでしょうか。

それでは、津波防災の方の専門委員会について、担当の事務局からお願いします。

○若林県土整備部長 資料2-1で御説明申し上げます。5月8日に第2回の専門委員会を開催いたしました。議題は、ここに四つ掲げておりますが、ポイントは今回の津波再現シミュレーション結果による現況施設の効果検証結果。次に、海岸保全施設の被災メカニズム。次に、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災の都市・地域づくりの考え方について、であります。

資料を御説明いたします。資料2-2、A3判でございます。今後、ここ11河川、海岸で防潮堤等が破堤している箇所がございます。ここにつきまして、二次災害防止の観点から、裏面でございますが、一次対応、二次対応、このように進めていくことをお知らせしておりますし、現在、そこで施工中でございます。3ページ目は、甲子川、高田海岸での応急復旧についての内容を記述しております。

引き続き、資料2-3をお開きください。これは津波の再現のシミュレーションを行ったものであります。平成16年の岩手県の津波予測モデルをベースにいたしまして、今回の津波高、いろいろなところで観測されておりますが、その津波に合うようにモデルを修正いたしまして、検討したものであります。2ページ目、裏をお開きいただきたいと思えます。どういうことをやったかでございますが、田老海岸でございます。ここに田老の浸水の状況が示してあります。凡例で水深をここに記述しております。ここで赤いポイントの遡上高、ここに20メートルから10メートル弱ぐらいまでに赤いポイントが9ポイントございます。シミュレーションを再現したいろいろなモデルを調整いたしまして、青い線がシミュレーションモデルで導き出された浸水高になります。若干の前後がありますが、このような形で合致しているということで、次に、下にいきますと相関係数も大体合っているということで、このバージョン4、波源すべり量2.9倍というものを決定モデルにしていだろ、ということにいたしました。

3ページをお開きください。これから何が読み取れるかということでありまして。田老海岸におきましてAからBまでの側線を、一応、設けました。右の方にそれを断面的に表し

たものであります。一番上が田老海岸の堤防があった場合が赤いライン、ない場合が青いライン、こういう水位の変化があることがシミュレーション結果から分かりました。田老海岸堤防背後におきましては、最大水位、施設があった場合 12.5 メートル、ない場合 15.6 メートルと、3.1 メートルほど水位が低下している。

次に真ん中のグラフになりますが、これについては流速であります。家屋の破壊に非常に影響を及ぼす流速について調べたものでありまして、青と赤は同じように堤防があった時が赤、ない場合が青でございます。堤防前後で流速が大体 1.1 メートルという形で、かなり落ちていることが、ここから読み取れると思います。一番下であります、ここで津波到着時間、堤防の背後を想定したのですけれども、施設なしだと 29 分、施設ありだと 36 分ということで、7 分ぐらい稼げたのではないかとというシミュレーション結果になっております。これにつきましては、もうちょっと奥の方まで観測点を増やして様子を見ると、もっと変化が分かると、いろいろな形で皆さんからご所見を賜っております。このタイプの解析を、その後、4 ページ 5 ページ以降、各海岸で行っている状況でございます。

引き続き、資料 2-4 をご用意いただきたいと思います。これは北の方から、真ん中へんに青い棒線があります。これが津波の既存防潮堤の高さになります。赤いラインを引いておりますが、これが津波の高さであります。青く表示しているのは、つまり既設の堤防高内に収まっているということで、防潮ライン、被災状況は青く丸になっておりますが、これは被災しておりません。順次、南に参りますと、一部、島の越漁港海岸では 11.9 メートル以上越流しているということで、壊滅的な被害になっていることが読み取れるかと思っております。

裏にいきますと、南の方であります。ご覧のとおり、既存堤防高の高さが 5 メートルから、一番高くて小白浜漁港海岸の 10 メートル強というのがありますが、10 メートル以下であります。襲来した津波は 10 メートル強から、高いところで 20 メートル、よってこのような赤い数字の越流高、水深になっていることが読み取れると思います。

それを踏まえて、次の 3 ページでございます。さて、どんな津波、堤防の被害になったかということでもあります。上の方に傾斜型の堤防になりますが、波が押し波できて、越流します。越流した時に背後のたたきと言いますか、コンクリートの裏のりとたたきがあるのですが、これが洗掘を受けます。今度は、引く時につきましては、かなりの流速で引いたようでして、前のりを壊して、前の基礎部分が掘れる形で、写真でいきますと、ここに宮古市の金浜海岸を載せています。3、4 の状況ということで、堤内地ですから住宅がある側から見たものです。外側が海であります、このぐらい掘れていることがお分かりかと思っております。

それから、下の方は直立タイプという形で勾配が立っているものですが、これも引き波でほとんど持っていかれている。下の写真でいきますと大槌町の吉里吉里で、海の方に滑っていることから、お分かりになるかと思っております。裏面、4 ページにつきましては、我々、陸側と呼んでおりますが、道路の所に設けている状況でありまして、大体、海側に堤体があるのですけれども、押し波では持っているのですが、引き波で持っていかれている状況がここで見て取れると思います。水門の所については、見ていただければと思います。

引き続き、2-5 にまいります。これは漁港海岸、全体の漁港海岸 55 か所、3 万 9,492 メートルの防潮堤延長がありますが、うち 52 か所で被災いたしまして、その堤防の被災率

は64%にあがったことが報告されております。

最後に、資料2-6になります。そういうことを調査した結果、津波対策においてハード、ソフトはどうやっていけばいいかということであります。検討項目は一番上に3点掲げておりますが、下の方に効果、被害状況から、課題の整理をいたしまして、津波対策の方向性をここに記述しております。整備水準につきましては、防潮堤、水門等、防災施設の整備によって防護する実現可能かつ効果的な津波計画高を検討しましょうと。湾口防波堤が計画されている地区では、復旧方針と併せ国と調整を図っていきましょうと。構造の検討、これは引き続き詳細な検証をして計画を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討していきましょう、ということにしております。

裏面、2ページ目でございますが、まちづくりの点では、大きく3点、安全な住環境の整備。それから津波防災を考慮した土地利用計画の策定と建築物の誘導。道路・鉄道等と連動した多重に津波を守ろうではないか。という考え方を何とか構築していこう。防災体制であります。避難計画の策定、②でございます。誰でも安全に避難できる避難計画が必要だと。それから、シミュレーションをすることによって浸水範囲、到達時間について明示して避難計画につなげよう、ということをご提案申し上げたところであります。

資料2-1に戻っていただきたいと思いますが、その中で、どういうお話があったかということであります。シミュレーション結果につきましては、避難する時間を若干稼いだと。浸水深さを下げる効果は確認される。流速をかなり軽減していると。今後は、地域においてどれだけ避難時間が確保できるか等のシミュレーションが、まちづくりの観点からも必要だという意見がございました。

2ページ目にいきますと、津波対策の方向性では、短期、中期、長期、超長期などの時間軸による仕分けが重要だと。行政と住民との信頼を保つためにも、復興のロードマップ、こういう形で進めますよという信頼感をやり取りしながらのマップが必要だと。最後に、地域の歴史や文化を考慮しながら検討を進めることが重要だということであります。

第3回の津波防災技術専門委員会は23日に開催予定であります。ここで津波対策施設の整備目標、津波対策の方向性、防災型の都市・地域づくりの考え方、本県の考え方をご審議いただいて、25日の本委員会に御説明できるかというふうに考えております。以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。第2回の津波防災技術専門委員会の報告を受けました。主として津波の防災施設の果たしている役割についてのシミュレーション結果、資料2-2から2-4まで辺りまででしょうか、その御説明と、その後は津波防災、津波対策の方向性、ハード、ソフトの両面から少し整理されたということになっております。ご報告に関して何か。

○平山健一委員 専門委員会ではかなり議論が進んだという印象を受けています。かなり具体的に、次回辺りからはビジョンの具体的な提案ができるところになると期待しております。次に今日の「日報」一面のトップ記事でございますが、工程表が出ておりました。私は、県民に目安を与えるという意味で、情報は常になるべく早めに流して差し上げるのがよろしいかと思っておりますけれども、私が出席しております三つの委員会、この話は一度も出ていなくて、果たして復興局が全体をきちっと把握して進められているのか、その辺りが心配になった次第でございます。復興局が権限を持って、議題のトータルな把握、選

扱などをやりつつ、情報開示には適宜当たっていただきたいという思いがいたします。

○若林県土整備部長 いま平山委員からお話をいただきました。大変申し訳ございません。資料の後ろの方に資料5-1というのがございます。実は昨日、沿岸の宮古以南の各首長さんを含めて、皆さんに、今後のまちづくりの中で、いろいろ浸水の危険な区域もありそうだけれども、その中でどうやってまちづくりの計画を立てていこうかと、御説明、相談していたところでございます。その中で、この資料5-1を使って御説明申し上げました。これは全て、岩手県がこう決めたのではなくて、一応、これからこういう手続、流れになります、という形で市町村長さんに御説明をしたものでございます。

ポイントは一番下、住宅再建の視点でございます。住宅確保が一番下にございますが、住民のところにはずーっといきますと、26年4月に、被災者生活再建支援制度というのがございます。これは加算支援金申請期限というのがございます。ここが一応、仮設住宅で24か月以降13か月の中で、住宅再建に伴う申請をその13か月間でしてください、ということです。37か月後に、それが現行制度ではそういう規定になっています。ここからやると、どうしても建築に6か月ぐらいかかるので、26年10月のめどが大体こんな感じですかね、という形で御説明をしたものであります。中ほどには、まちづくりの形で、いろいろな形で建築制限だとか区画整理事業、これからまちづくりでいろいろ進めていかなければならない事業の手法をここに書いております。安全確保の点で、危険地域があるとすれば日常的に起こり得る災害ということで建築制限をこういう形でかけて、施設復興、整備に合わせて解除できますよ、という大きな流れを市町村長さんに説明したところでございます。

これが若干、岩手県が全てを決めたという形で報道がなされまして、情報管理には、大変申し訳ございませんけれども、復興局には大変ご迷惑をおかけいたしました。そういう状況であったことだけ御理解を賜りたいというふうに思います。

○藤井克己委員長 本委員会と二つの専門委員会がございまして、そこに共通に出ておられるのは平山委員お一人です。まずはその辺のパイプと言いますか、情報の共有化の問題もありますし、また各専門委員会とこういった復興局、それから担当部局での議論の進め方ですね、そこの共有化の問題もあるかと思うのですが、県民が非常に気になっているのはこの辺の再建スキーム、どういう段取りで進んでいくのかということがあると思うのですが、この辺が我々、あるいは、そばの復興局も知らないところから出てしまうのはいかがなものかな、という思いは私もいたしております。

他にいかがでしょうか。今回は津波防災の委員会からは、まちづくりに関する一つのたたき台のようなものが出しただけということになっていますね。その辺も非常に關心あるところですし、23日と伺っていますので、この委員会でもその中身を伺うことができるかと思っております。この委員会と二つの専門委員会との関係についても、少しパイプを太くするのでしょうか、やり取りを大事にしていきたいと思っております。

最初の総合企画専門委員会に関する御質問でも結構ですが、他にいかがでしょうか。津波防災技術専門委員会は、シミュレーションに基づいて専門的な技術的なこと、ハード的なものをまず御検討いただいて、次回に向けて、特にソフトのまちづくりですか、この辺についての御提言をいただけるということになります。ありがとうございました。

(2) 被災地の現状と復興に向けた取組について（沿岸・県北広域振興局）

○藤井克己委員長 議事を進めたいと思います。2番は被災地の現状と復興に向けた取組についてということでございます。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○沿岸広域局熊谷部長 資料3に基づきまして、被災地の現状と復興に向けた取組について、最初に沿岸広域振興局から説明させていただきます。

最初に被災地の現状のところでございます。これは資料の1ページに記載のとおりでございます。沿岸広域局につきましては、南は陸前高田市から北は田野畑村まで所管しております。地域によって被災の程度が異なっておりまして、復旧等の程度にも差はありますけれども、仮設住宅の建設とか瓦礫撤去等については、当面のところ、大きな支障なく進んでいるものと認識しております。ただ、瓦礫撤去については、市町村によっては当初の仮置場が満杯となって、新たな場所の確保がいる。更には、今後、分別等の二次処理を行うこととなりますけれども、そのスペースの確保に苦労しているという市町村もございません。

次に、復興に向けた取組については資料の2、3ページに記載しているとおりでございますが、この中から、かいつまんで御説明したいと思っております。復興の基本方針を出している市町村もございますけれども、具体的な中身の部分については、現在、検討中である、あるいは、今後、検討というところがほとんどでございます。具体の検討に際しては、委員会のようなものを設置し、有識者や各種団体代表者等から意見を聞いたり、住民等との懇談会を開催しながらまとめあげていく予定でございます。

例えば、釜石市ではまちづくり懇談会というのを設置しておりまして、昨日、12日から市内14地区で住民の意見を聞きはじめたところでございます。住宅の高台移転、宅地嵩上げ、浸水地域への住宅建築制限など、いろいろ論点はございますけれども、市町村からは国や県がどういう制度を用意してくれるのかがはっきりしないと、具体の検討ができないという声が強いところがございます。

今後の取組にいくつか論点と考えているものを述べさせていただきます。今後のまちづくりを考えていく場合に、仮設住宅に入っている人たちが2、3年後にどこに住むようになるか、あるいは住むように誘導するか、これについて十分見通す必要があると考えております。それが学校を始めとする公共施設の配置や商店街の配置にも影響を与えるものと考えております。現在は、復興計画は市町村ごとに策定を進めておりますけれども、具体的に公共施設の配置等を検討する場合には、ケースによっては市町村が連携し、共同でできるものは一緒にやるということも視野に置く必要があるものと考えております。そういう点について振興局が適切なアドバイスをしていく必要がありますし、そうしていきたいと思っております。

次に、津波に影響されない道路整備という観点から御説明させていただきます。今回、国道45号は津波で寸断されました。三陸縦貫道については、基本的に被災はせずに避難路、更には早期復旧にも非常に効果があったと考えております。三陸住民の命を守るためにも三陸縦貫道の早期整備をお願いしたいと考えております。国道45号、鉄道の路盤については、いずれも堤防として機能したところもあります。ルートの再検討と路盤の高さを確保して堤防機能の強化を図るようお願いしたいと思っております。

次に、漁港漁村整備についてでございますが、半島の入江ごとに漁港と漁村がございま

す。これらは津波で大きな被害があったところでございます。今後、漁港整備も優先順位をつけながら行っていく必要がございますけれども、その際、漁港をどう整備していくのかという点が課題になろうかと思っております。

次に、リスク分散と補完機能確保という点からお話しさせていただきますが、社会インフラ面や行政活動、企業活動面でも補完機能確保の重要性を痛感しております。例えば水道、下水道、都市ガスについては拠点施設が被災すると全て機能しない状況になっております。それから、市町村の市役所、役場でございますが、いろいろ機能システムのデータのバックアップを取っていなかったということもございました。今後の復興については、リスク分散とか補完機能確保の視点が欠かせないものと認識しております。

以上、沿岸局の分の報告でございます。

○藤井克己委員長 続いて、お願いします。

○県北広域局桐田部長 資料の4ページでございますが、県北広域局からご報告いたします。県北広域局は洋野町、久慈市、野田村、普代村の4市町村であります。最初に応急仮設住宅につきましては、久慈管内におきまして住宅を要望している計画戸数は合わせて222戸であります。そのうち141戸が着工しております。5月中旬の完成を予定しております。残りの81戸についても5月中旬に着工の予定でございます。市町村ごとに書いています中で野田村が204戸と一番多いわけでございますが、128戸について5月9日完成の予定でございます。

瓦礫撤去の件であります。野田村では60%程度、瓦礫を仮設の一次仮置場に移動したというふうに見ております。それ以外の3市町村は、おおむね完了したものと認識しております。港湾漁港も大分被害を受けましたが、港湾と県営漁港については、支障物いわゆる瓦礫、ごみなどの撤去が大分進みまして、航路は大方確保されたと考えております。久慈港の諏訪下におきましては民間企業による珪石やチップの積み出しも4月中旬から開始されております。また、管内には四つの魚市場がありますが、3月末から全て営業を再開しております。徐々に復興に向けた産業活動が動き始めていると考えております。

項目の2番目、復興に向けた取組であります。管内市町村におきましては復興計画の策定に向けて取組を始めているところであります。その中において、津波防災についての市町村の考え方がありますが、いわゆる防潮堤などのハード施設を復旧した上で、その機能を強化したり、町を守ることを基本とは考えております。それは先程の説明にもありましたが、防潮堤、河川堤防、湾口防波堤などによって、ある程度、被害が軽減されたというふうに見ておりますし、被害を免れた地域においても、もう少し津波の規模が大きければ甚大な被害につながった地域もあると考えております。それらを踏まえまして、このまちづくりについては、第一に地域住民の意向、地域コミュニティーの尊重を前提としながら、今後、復旧整備される防潮堤の規模、あるいは機能などを踏まえながら判断、決定したいと考えているところであります。

その際、地域コミュニティーを大事にいたしまして、移転よりは防潮堤の機能を強化する方がよいという地域、あるいは、できるだけ高い所へ居住を誘導したいという地区など、場所によって様々でありますので、地域の事情を踏まえながら対応していくというふうに考えているということでもあります。

それらを踏まえながら振興局としてどのように取り組むかを最後に付け加えますが、市

町村のそういった方針、地域住民の意向を十分反映していくことが基本であろうと思いますし、市町村が考えておりますハード面の整備だけでは津波災害を完全に防ぐことは不可能ではありますが、最低限のハード機能の整備は必要であろうということでありまして、整備の方針、計画が明らかにならない間は、まちづくりも前に進まないであろうと。できるだけ早期にハード整備の方向付けを行っていく必要があるだろうと考えてございます。

また、津波が来たらとにかく逃げるといった住民意識の周知、防災教育の徹底など、ソフト面での対策も重要であろうと考えているものであります。以上で説明を終わります。

○藤井克己委員長 被災地の現状と復興に向けた取組について、沿岸広域振興局と県北広域振興局の2局から報告を受けました。何か御質問はありますか。現状について、各市町村ごとに文章で表記されているのですが、仮設住宅の状況、瓦礫撤去、ライフライン、もろもろのハード的な施設がその後、続いているのですが、ちょっと分かりにくいというのが私の正直な印象でございます。

現状と取組が紹介された後で、課題のようなことを整理して、各局、お話しいただいたのですが、むしろ、その辺の情報を整理していただいた方が、私ども委員にとっては被災地の現況が分かるのではないかなと聞いておりました。これは私の感想でございますが、皆さんの方からいかがでしょうか。

(3) 復興に向けた具体的取組

○藤井克己委員長 報告をいただきましたということで、次に進みたいと思います。3番は復興に向けた具体的取組についてでございます。これにつきましても資料がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○大平復興局企画課総括課長 資料4、5、6に基づきまして、御説明いたします。資料4は復興委員会における意見とその検討状況ということで、いただいた意見を柱ごとに整理したものであります。基本的な考え方といたしましては、いただいた意見は、本委員会あるいは各専門委員会での審議に反映させていただきます。その検討状況について、右側に書いてございます。例えば、市町村基盤の整備支援が必要ではないかということで、被災地の各自治体へ職員を派遣するという。あるいは被災者の生活支援には家族ごとの生活に戻す等の御意見。あるいは瓦礫の撤去を早急に行うべき。道路の早期復旧が必要である。あるいはコミュニティーの問題には、コミュニティーの再生が必要。あるいはそれぞれの市町村、地域が同じ速度で復興するのは困難、それぞれの地域で残された能力、資源に応じていろいろなことが連携できるのではないかと。というような意見をいただいております。それについての検討状況は右側のとおりであります。

まちづくりにつきましても、種々いただいております。たくさんいただいておりますので、これにつきましても恐縮ではありますが、資料5の方に具体的に反映されますので、読み上げについては省略させていただきます。後で御覧いただければと思います。

資料5でございます。いただいた意見を踏まえて作ったものであります。復興に向けた具体的な取組の案ということで、復興ビジョン、復興計画の具体的に取り組む内容の柱と言いますか、内容になるものであります。

めくっていただきまして、下に1ページと書いているところですが、1番の市町村行政

機能・生活再建等の支援ということであり、前回までの御議論では市町村行政機能の支援ということでありましたが、生活再建の部分を仮置きで修正してございます。柱立てにつきましては、御意見をいただきながら、更に変わることもあるものであります。こちらにつきましては、委員会での意見あるいは専門委員会での意見をいただきましたので、短期と中長期の取組という2段階で整理しております。

1の(1)、四角で囲んであるところの二重丸の部分は基本的な考え方をお示しするものであります。市町村の行政機能の回復につきましては、丸の1番では、行政機能や行政体制に支障が生じている市町村に対し、早期復旧を支援すると。あるいは、新しいまちづくりのランドデザインを描く市町村復興計画について、助言等により支援する等々を書いております。

①市町村の行政機能の回復であります。短期と書いているところの方向性について、◆で書いているところであり、具体的な取組と括弧で書いているところの下段、これらが施策になるものであります。例えば、ということで、県内外の自治体からの一般事務職や専門職の派遣による人的支援(緊急的取組)と書いてございます。短期的な取組は、おおむね3年程度を見ております。これについては御議論をいただかなければいけません。現状のところ県庁内部の整理といたしましては、おおむね3年程度、中長期はそれ以降、例えば5年とか8年とか10年とか、そういうの見込んでおります。

括弧で緊急的取組と書いてありますのは、直ちに着手するもの、あるいは既に着手しているものということで、おおむね1年以内のものを緊急的取組ということで整理してございます。1年以内には大体めどがつくという意味でございます。

ポツの二つ目は、例えば市町村の行政に必要な基礎的資料の確保や公的機関の機能等の早期復旧に向けた支援。次のところで、復興計画の技術的な助言等々が書いてございますが、これらは29ページにわたり全ての読み上げは困難でありますので、かいつまんで御説明いたします。

次の2ページであります。被災者の生活再建の支援ということで、短期的取組の中から、具体の取組の上から三つを御説明いたします。読み上げさせていただきます。短期間における宿泊施設への一時移送、これを緊急的な取組としております。内陸部の宿泊施設等への一時移送についてであります。あるいは被災者カルテの整備支援と、委員会からいただいた意見を基に記載したものであります。これも緊急的取組。あるいは国による住宅ローンの買取制度の導入を要望ということで、これについてはまた別途、資料6で御説明いたします。

住宅再建の支援ということで、3ページであります。短期的な具体の取組で、応急仮設住宅の早期建設から、一番下のポツ、安全で安心して暮らせる新たな住宅地の供給ということで、高台移転とかを視野に入れた新たな住宅地の供給ということであります。

4ページであります。地域コミュニティーの維持再生分野であります。こちらの短期的な取組のところでは、例えばということで、具体の取組の中のポツの二つ目、地域コミュニティーの維持継続に向けた仮設集会施設等の整備支援、これを緊急的取組としてございます。

5ページであります。③「新しい公共」の観点に立った復興活動の支援というところでは、これは中長期の取組でありまして、具体の取組といたしまして、ポツの二つ目、新

しい公共の担い手であるNPOや企業など多様な地域の主体との相互連携のための仕組みづくりを挙げてございます。

6 ページ、まちづくりであります。まちづくりの中で、①災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災型都市・地域づくりということで、短期の具体的取組は瓦礫の早期処理及び有効活用を緊急的取組。二つ目といたしましては、建築制限の問題を緊急的取組としております。四つ目のポツで、情報通信ネットワークの整備、これも緊急的取組であります。下から四つ目であります。先程も委員会から出ましたが、多重防災型のまちづくり計画の策定が短期的な取組。更に、先程沿岸局からもありましたが、ポツの下からの二つ目、高規格幹線道路ネットワークの重点整備ということで、三陸縦貫自動車などの三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道・釜石秋田線など内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸ということで、これについては短期的取組、3年間の重点的な投資を国に求めているところであります。これについても資料6でまた出てまいります。

中長期ということで、これらの高規格幹線道路が出来上がるという意味で、幹線道路ネットワークの構築という表現をポツの一つ目でしております。更に四つ目のポツで、広域的な活動を行うための防災拠点施設や、避難所活用可能な高層ビルの整備促進というものが出ております。これらに関係するものとして、先程資料5の1について、まちづくりの工程モデルについて、別途、御説明したところであります。

8 ページであります。故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくりのところでは、中長期の取組で、具体的取組の一つ目、震災への記憶を未来へ語り継ぐイベント、二つ目のポツで、メモリアル公園等の拠点施設の整備、更に最後のポツですが、ユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりの推進ということであります。

9 ページ、産業の復興を支える交通ネットワークの構築の短期の具体的取組では、港湾機能復旧のための航路確保を緊急的取組といたしまして、三つ目のポツで仮設住宅と学校、病院等を結ぶバス路線の整備。更には、最後のポツですが、津波防災を考慮したJR及び三陸鉄道の復旧整備を掲げてございます。

10 ページ、水産業であります。水産業等の中の水産であります。①漁業と流通・加工業の一体的な再構築ということで、ア、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築ということで、具体的取組の二つ目あります。漁船、漁具、養殖施設等の生産手段を漁協が一括整備し、組合員が共同利用するシステム等を構築ということで、これも別途、資料6で再度出て、御説明いたします。サケ等の定置網漁業、アワビの漁の再開に必要な倉庫・作業場など、優先すべき共同利用施設の整備、こちらも緊急的取組であります。

11 ページ、イ、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築の中的具体の取組、短期であります。中核的な産地魚市場の再開と必要な施設の仮復旧を一つ目といたしまして、秋サケの水揚げに向けた荷捌き機能の復旧、二つ目のポツであります。三つ目のポツといたしまして、中核的な産地魚市場と製氷施設等の復旧・整備。更に一つ飛ばして、加工業の早期事業再開に向けた融資・補助制度の充実。更には次のポツであります。国等で行う施設・設備整備補助や仮設工場貸付事業などへのコーディネート。次のポツですが、ファンドでの既存債務の一括買い取りによる企業負担の軽減や新規融資など、一貫した企業再生支援体制の整備による二重債務問題の解消、こちらも再度御説明いたします。各種助成制度・融資制度を円滑に活用するため、商工支援団体等と連携した事業協同組合等の協

業化支援や地域の中核企業を中心とした企業間連携の促進、こちらを緊急的取組としてご
ざいます。

中長期であります、FCP岩手ブランチ、これはフードコミュニケーションプロジェクトという食品事業者のネットワークであります、そちらによる新事業の展開、あるいは三陸ブランドの復活等々を掲げております。

12 ページ、漁港等の整備では、短期的な取組としては瓦礫撤去。更に三つ目のポツ、倒壊した防潮堤の仮締切り。あるいは、③漁業者の生活支援では、被災した漁業者による漁場の調査等による緊急的な雇用の確保による生活支援を掲げております。

農林分野では短期的な具体の取組では、塩分除去について触れてございます。中長期のところでは、ポツの二つ目であります、太陽光、木質バイオマスエネルギーを活用した生産団地の形成等を掲げてございます。

14 ページ、⑤木材供給基地の機能回復に向けた合板工場等の早期復旧・復興ということで、短期の具体的取組といたしましては、高性能林業機械等の再整備。合板工場等における損壊した施設や機械設備の再整備等を掲げております。更に、海岸保全施設の早期復旧につきましては、短期的の具体の取組といたしまして、被災した海岸保全施設の応急工事の早期実施であります。

15 ページの教育・文化では、きめ細やかな学校教育の実践と教育環境の整備・充実といたしまして、具体の取組では学校施設の復旧整備。学校運営及び学校教育の早期正常化。児童生徒への心のサポート体制。あるいは下から二つ目のポツですが、震災・津波孤児等の支援のための「いわての学びの希望基金（仮称）」を活用した給付金型奨学金制度の創設を緊急的取組としてございます。

17 ページであります。社会教育分野では具体の取組といたしまして、公民館・図書館等の社会教育施設の復旧整備支援を掲げてございます。

18 ページであります、こちらはスポーツ・レクリエーション環境の整備ということで、短期的な取組ではスポーツ・レクリエーション施設の復旧支援。あるいはスポーツ・レクリエーション活動体制整備支援等々を掲げてございます。

19 ページは、文化芸術環境の整備や伝統文化の保存と継承ということで、文化芸術施設の復旧、機能回復の支援等を短期的な取組といたしまして、長期的な取組といたしましては、被災地域の伝統的な民俗芸能の保存、継承への支援等を掲げております。

20 ページ、保健医療・福祉の問題であります、①被災した医療・社会福祉施設等の復旧ということで、短期的なところでは、具体の取組を三つに分けてございます。緊急的、継続的な医療の確保といたしまして仮設診療所の整備の問題。あるいは中核的病院の医療機能の回復。あるいは医療機関の復旧支援。更に緊急的継続的な介護、障がい福祉サービスの問題といたしまして、介護、訪問看護等のサポート拠点の問題。あるいは障がい福祉施設等の復旧の問題。あるいは緊急的、継続的な子育て支援の問題では、保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧の問題について支援することにしております。

21 ページであります、保健医療福祉運営体制の再構築といたしまして、方向性のところでは新たなまちづくりと連動した保健医療福祉施設を整備するという、具体の取組といたしましては、高層化、耐震化を考慮いたしました医療施設の整備の問題について記載してございます。更にはポツの三つ目であります、防災機能を有する市町村保健セ

センターの整備。あるいは下の③災害時医療システムの充実強化では、具体的取組といたしまして、DMAT（災害派遣医療チーム）活動と連動した岩手災害医療支援ネットワークの充実。あるいは医療品等の備蓄、医療支援の拠点機能の強化など、あるいは非常用設備の充実について記載してございます。

22 ページは被災者の心と体のケアの推進であります。具体的取組といたしましては、居住環境の変化に応じた保健師、栄養士による保健福祉活動の支援。市町村保健センターの再開支援。中長期といたしましては、PTSD、心的外傷後ストレスの問題について専門的ケアを提供する。

23 ページ、被災した子どもの心のケアということで、ポツの二つ目ではありますが、子どもの情緒安定の維持、回復を緊急的取組としております。

24 ページ、高齢者の問題で福祉コミュニティーであります。短期的な具体的取組ですが、ライフサポートアドバイザーの配置がポツの一つ目で、ポツの三つ目で、居住環境の変化に対応した介護予防や介護・障がい福祉サービスの充実を掲げております。

25 ページからは経済産業・雇用の問題であります。被災者地域の雇用維持、就職支援であります。短期といたしまして、雇用調整助成金等による雇用維持。あるいは三つ目のポツで、各種雇用対策基金の活用による雇用創出。あるいは復興事業に対応する建設オペレーター養成など職業訓練の拡充を雇用対策で掲げております。

26 ページは、中小企業への再建支援と復興に向けた取組ということで、先程水産の分野でも触れましたが、ファンドの問題、ファンドの二重債務問題の解消、以下、再掲がいくつか続いてございます。これは水産加工業等の再掲という意味でございます。更に仮設店舗、真ん中あたりのポツですが、国等が行う仮設店舗・工場賃貸の促進、あるいは空工場・団地の斡旋など。次には、青空市場や仮設商店街の開設促進等による商機能回復の緊急支援。中長期では三陸ブランドについて記載してございます。

27 ページ、ものづくり産業であります。これも短期的な取組は再掲ではありますが、二重債務の問題から掲げてございます。更にポツの五つ目では、沿岸企業の震災前のサプライチェーンの再構築を緊急的取組といたしておりますし、次のポツでは、沿岸・内陸企業の連携による設備機械の貸与等について触れております。中長期であります。最後のポツ、三陸の海洋資源や津波・防災科学に関する国際学術研究拠点や地域資源を生かした新素材研究拠点、災害に強い低炭素社会対応型インフラの整備、スマートグリッドなど先駆的なIT産業の誘致等による新産業の創出を掲げております。

28 ページ、観光分野であります。具体的な取組は、同じように二重債務の問題などがありまして、最後に自然公園歩道などの施設復旧・整備等を掲げております。

29 ページの具体的取組のところでは、風評被害や過剰な自粛ムードの解消に向けた取組。つながる真心運動などの支援。更に三つ目のポツで、全国各地等からいただいた支援、激励への感謝を示す国内外への情報発信を緊急的取組といたしまして、次のポツで、岩手デスティネーションキャンペーンの実施。あるいは平泉文化世界遺産登録と連動した国内外への観光振興の実施を掲げております。こちらが取組の内容であります。資料5-1につきましては先程御説明いたしましたので省略いたします。

次に、資料6-1であります。これは4月30日に東日本大震災復興構想会議、知事が委員になっている国の会議であります。こちらに本県から提案したものでありまして、復

興道路という名称で、いわゆる三陸縦貫道、東北横断道・釜石秋田線などを復興道路として位置付け、最後の①②で、集中的投資による3年間での重点的な整備、遅くとも5年内の全線開通が不可欠ということで、整備が遅れている縦横の道路について重点的な投資が必要だということを述べたものであります。

次に資料6-2、これは5月10日の同じ会議で知事から提案した事項であります。まちづくりの問題であります。岩手県の特徴といたしまして、沿岸部での被災額が資本ストックに占める比率が非常に高いことを踏まえまして、提案といたしまして、被災地市街地における安全の確保と早期復旧ということで、提案の1のボツの1番目ですが、被災地市街地復興区画整理事業に代わる新たな制度が必要である。あるいは防災集団移転促進事業の拡充が必要である。あるいは災害公営住宅への国の支援の強化が必要である。あるいは避難のための堅牢な建築物（避難ビル）を配置するための国の支援が必要。あるいは避難路の確保に対する国の支援が必要。2として、漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保が必要であるということで、高台移転の問題に対応した防災集団移転促進事業の拡充、次のページにあります。戸数要件を10戸から5戸に緩和するようなことを提案してございます。

その具体の提案が2ページであります。現状の制度を踏まえた提案であります。補助率アップの問題、更に制度のイメージとして、区画整理事業が3ページの上段、防災集団移転のイメージが下段でございます。現行スキームが4ページでありまして、5ページ、水産業の再生に関して、本県の特徴といたしましては、先程広域局の方からもありましたが、漁協を核とした漁業、本県は湾ごとに、入江ごとに漁村、漁港が多いことから、漁協を核とした漁業・養殖業を再構築、構築し、地域ごとに主体性を持った水産業の再生を図ることが適切であるというような特徴から、提案といたしましては、水産業の再生に向けた全面的な支援。あるいは2として、漁協を核とした共同利用システムということで、地域コミュニティーごとの復興を図るべき、ということで、漁協が核となり漁船等を整備する共同利用システムについて提案しております。そのイメージが次の6ページであります。

7ページであります。津波被害に関する二重債務解消に関しましては、商工業の被害額が1,600億円に及ぶということで、二重債務の問題では、提案の1番としては、ファンド設立による企業支援。国、県、金融機関等が出資するファンドの組成について提案しております。その中では、①としては既存債務の買い取り、公的資金の不足分にかかる資金融資、企業再生まで一貫した企業支援。2としては、制度拡充による個人再建として、被災者生活再建資金を200万円から500万円まで拡充の提案。更に③として、国による住宅ローン買取制度の導入について提案しております。これの具体のスキーム等については、次のページとその次のページによるものであります。

その他、復興ビジョン策定スケジュール等は、10ページに書いているものであります。以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明をもらいました。資料の4、この復興委員会における意見とその検討状況。資料5に、復興に向けた具体的取組、これは29ページにもわたるものでして、具体的取組ということで言いますと、項目が200を超えるのではないかと思います。この間、県の事務当局で休み返上でまとめられ

たものだと思います。資料6-1、6-2で国の復興構想会議に達増知事が提案された三つの事項、まちづくり、水産業再生、二重債務の問題、この三つの事項についての提案の中身でございました。

この場は、この内容について委員の方々から御意見を伺うことになるのですが、進め方について提案させていただきたいと思います。実は、このあと議事の4番で、意見交換の場になりますが、8名の委員から事前に御提案いただいております。その中には、復興に向けた具体的取組についての御提案も含まれております。したがって、今、ここで各委員から御意見を伺いますと、後になります具体的取組についても、また言及する必要があるのではないかと。さかのぼって二重のやり取りが起きるのではないかと案ずるところでございます。ですので、復興に向けた具体的取組、資料5についての御意見は、後程の意見交換の場で委員からの提案内容の御説明と合わせて議論した方がいいのではないかと考えた次第です。

この場では、今の説明内容を確認するためだけの質問に限って進めたいと思っております。御意見については、後ほどの議事の4番で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、今の資料の4、5、6の質問に関して受け付けますが、何かおありでしょうか。こういうふう限定すると出しにくいかもしれませんが、遠慮なくお出しただければと思います。

○遠藤洋一委員 資料5について質問させていただきます。前回に比べまして、時間軸と言いますか、かなりはっきり短期と中長期に分けてやっていただいております。それから方向性もはっきり出されておりますので、分かりやすくなったと思いますけれども、たくさん出てきています具体の取組は、復興ビジョンの中には全部盛り込まれるというお考えで提案なさっているのでしょうか。気になったのは、復興ビジョンと復興計画、それぞれの性格に関してで、1回目の委員会の時に出されました資料3の部分ですが、ビジョンと復興計画について、こう書かれてございました。復興ビジョンは復興に向けての基本理念や取組内容のあらまし等について定めるものです。復興計画は、具体的に取り組む施策や事業、工程表等について定めるものです。このような書き方があって、私はこれに則って考えてきたわけです。この言い方に従いますと、今回、示された中では、方向性ぐらいまでのところがビジョンかなという思いもございました。今日、示された具体的な内容が全部、ビジョンとして盛り込まれるものかどうか、というのが1点です。

もう1点は、今、御説明ありました具体的な取組、7本の柱で構成されておりますけれども、ビジョン全体の構成もこの7つの順番で記述になるものかどうか、ということです。大きな柱、この順番でなされるものか、これも時間軸に沿った形でもう一回見直すことが可能なかどうか。また目次を改めて拝見しますと、1番だけ特異と言いますか、表現も長くなっております。今回、名称そのものも変更があったわけです。市町村行政機能と、一緒にして生活再建等の支援という形で二つ合わさったわけですが、他のものはまちづくりとか水産業等と短くなっております。1番のみこういう形でちょっと違和感を感じたものですから、そこについて、もし事務局でお考えがあればお聞かせいただければと思います。

3点目、教育の分野ですけれども、前回まで項目名は、「学校・教育」という形だったのが、暫定的と言われておりますけれども、今回、「教育・文化」と変えられた理由がありま

したらお聞かせいただければと思います。以上、3点でございます。

○藤井克己委員長 事務局から回答、よろしいですか。お願いします。

○事務局 第1回の委員会で基本方針について御説明した際に、復興ビジョンと復興計画について御説明いたしました。遠藤委員がおっしゃるとおり、復興ビジョンは復興に向けての基本理念や取組内容のあらまし等について定め、復興計画はそれの施策や事業、工程表等について定める、ということでもあります。今回、計画しておりますいわゆる復興ビジョンと復興計画でありますけれども、具体的な施策を、何がなかを盛り込むことが必要でありますので、復興ビジョンについても取組内容の具体的な記述をしていくという考えであります。ただ、説明の時に、取組内容のあらましという程度しか御説明申し上げませんでしたので、そういうご質問になったかと思えます。

おっしゃるとおり、今回お示した事業内容は、ビジョンに盛り込むことを想定しております。更に復興計画は、これらをどのような事業で、国の事業あるいは県の事業、事業名とか、更に具体的にいつまでに行うという工程表、どういう段階で行うという工程表を付けていくのを復興計画としております。したがって完成するのは、案の出来上がりを今年度の上半期と想定してございますが、ほぼ同時に出来上がることを想定しております。基本的な理念を積み上げて、それから具体的な事業、あらましのものを張り付けて、更にそれが終わったならば具体的な事業を張り付けて工程表を考えていくということではございません。全て並行的に考えていって、そのあらましのものがビジョン、具体のものまで書き込むのが実施計画に当たる復興計画と考えてございます。

二つ目でございますが、順番等について7つの柱立てについては、これも第1回の基本方針の時に申し上げましたが、こちらについては項目の追加や変更もあるということとしております。具体的に1か月検討してまいりまして、具体の事業が張り付いてくる段階におきまして、項目の名前も当初想定していたものと変わって来るとということで、冒頭に申し上げました1番の市町村機能の問題、あるいは今回の教育のところについても、教育プラス文化になっておりますが、例えばスポーツの問題等も入ってございますので、こちらの名前についてどうするかというのは、本委員会の意見あるいは専門委員会の意見等を踏まえて、変更することは十分あります。

ただ、基本的な柱といたしますと、縦割りと言いますか、例えばまちづくりの問題であればまちづくりということで、それが1番にくるか2番にくるか、そういう意味での順番については変わりございませんし、例えば、まちづくりの中でも、もう少し細かく分けた方がいいのではないかと御意見があれば、それはビジョン策定時までに修正してまいりたいと考えております。以上であります。

○藤井克己委員長 よろしいですか。他に何か御質問、おありでしょうか。振り返ってみますと、1回目に基本方針を議論いたしました。その時の9つの論点というのを整理しまして、それが2回目で検討すべき事項という形で、その流れで検討すべき事項になって、今回、具体的取組ということで、また整理されているのですが、最初の1番の市町村行政機能、生活再建等の支援、この項目に実は三つの論点が含まれています。それが今回のページ数でも(1)(2)(3)と三つ含まれている点で、ボリュームのある中身になっていると思っております。全体で7項目ですけれども、9つの論点の流れを汲んだものかどうかという点です。

私からも補足しましたけれども、皆さんの方から何か。今の4、5、6に関する御説明に関する御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では急ぐようですが、次の意見交換の中で、この辺の問題もご議論いただきたいと思います。

(4) 意見交換

○藤井克己委員長 委員の皆様による意見交換を行いたいと思いますが、始める前に、本日はじめてご出席の新任の中崎委員から、復興に向けたお考えなどを御発言いただきまして、次に、資料7にございます8名の委員から御提言をいただく予定です。こういう順序で、まずは御意見をいただくことにしたいと思います。

○中崎和久委員 私は、岩手県森連の会長を仰せつかったわけですが、先般の震災で、実は就任間もない私どもの会長、曾根釜石地方森林組合長でありましたが、亡くなりまして、その後急遽、3月末に私が就任いたしました。その後、各地区のいろいろな状況をかんがみまして、常日頃、私たちは森林、林業の立場でいろいろな思いを持ちながら、海とのつながり、そういった中で、山からしっかりときれいな海を取り戻すために支援をしたいという思いでございました。私たち森林業にはなかなか声がかかりませんで、今回、やっと声がかかったような感じでありました。

まずは、この疲弊した海を守るためには、今、川上から川下へ、きっちりと支援をしていかなければならない。そういう意味では、特に北上山地を南北に、たまたまこの岩手の大地は、ほとんど癒しの森のゾーンは県立自然公園であります。その中で、山が被災者の皆さんの癒しの場になったり、そこが雇用の場になったり、そこからスタートしながらしっかりと川下に向かっていきたいという思いがしております。ややもすると、木材の供給だけというお話があるのですが、木材の供給は決してできないわけではないのですが、これは相当計画的にいかないと、私たちは安易にどんどん出せるものではありません。丸太を伐る人も必要です。それを製材する人も必要です。そして加工する人も必要、その一貫した連携作業を何とか皆さんの力で、私たちが原木から加工材まで出せるようなシステムを構築したいというふうに思っております。

山というものは様々な形で皆さんに、復興のために提供できると思っております。特に、今回、山の治山の施設でありますとか、あるいは林道の問題、普段あまりよく言われていないのですけれども、今回はかなり林道を活用したいいわゆる道路の問題でありますとか、あるいは治山の施設が相当食い止めるとか、そういった効果もあったわけでありまして、海は今まで私たちとは恋人同士でありましたので、何とか疲弊した海を、残っている片方の恋人である山がしっかりと支援していきたいと思っております。皆さんの御意見を聞きながら、私たちのできる範囲で一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。中崎委員の御発言でございました。

それでは資料7にありますように、8名の委員から御提言をお寄せいただくということでございます。最初の石川委員につきましては、机上配布で1枚、裏表のものがあるかと思いますが、医療関係からの御発言かと思いますが、お願いいたします。

○石川育成委員 5分ぐらいという時間の制限がございますので、(できれば3分程度にポイントを絞ってお願いいたします) 3分ですか。事務局からは5分と言われたものです

から、3分でもよろしゅうございます。

10日に医療審議会を開催して、21人の参加者、全員から意見を聞いたところでございます。資料にあるとおり46項目、羅列でございますが、事務局が作ったものでございます。これは後でお読みいただきたいと思っております。私なりにまとめてみますと、新しいまちづくりと連動した医療供給体制について、病院、診療所、福祉施設などのネットワークの形成を岩手モデルとして構築して、在宅医療、地域包括ケアなど岩手らしさを出してはどうかという意見もございました。また、医療関係団体の連携強化が不可欠だと、これは当たり前のことです。

岩手県医師会のDMAT、これは既に立ち上げておりますが、全国各地から派遣されているDMATの撤収の時期が迫っておると思っております。その撤収に備えて準備を進めておりますが、現地の意向を聞きながら臨機応変に対応するつもりでおりますけれども、私どもは県内でございますから、内陸部の医師会が沿岸部の医師会を応援するというのが第一でございます。そのチームの中に眼科あるいは耳鼻科、あるいは各年代層の心のケアなど、専門性も加味していくことを決めております。

この資料の最後にあるのが、これは私の意見を付けたのだらうと思っておりますが、直接、復興策には関係ないと思っております。まず、遺体収集の問題、これは相当苦勞していることが置き去りにされているような気がいたします。昭和46年の雫石上空の全日空と自衛隊機の衝突事故、これは第1回目の復興委員会でも申し上げましたが、これは飛行機が二つに割れて、ほとんどの遺体が飛行機の前と後ろに分かれてそのまま墜落しましたが、そこからはみ出た遺体もありまして、しかし、その範囲は非常に狭かったために、162体を一晩で収容したことを、私も現地に行きましたのでよく覚えております。私がなぜそのことを申し上げるかと言いますと、今回の場合は災害の範囲がばかみたいに広がったということがありまして、いまだに遺体検案の作業が続いております。これがいつまで続くかということ、行方不明者の数と遺体検案数がイコールにならないとやめられない。これは延々と続くということだけは知っておいてもらいたいと思っております。

医療機関に関しては、第1回目でも言いましたが、久慈、宮古、釜石、大船渡の高台にある、あるいは街の奥にある県立病院は無傷でございましたが、それに反し山田、大槌、陸前高田の県立病院は平場でありますし、海に近い場所でありますので被害を被って、大体、再起不能という状況にまでいきました。そこで私の申し上げたいのは、今回は、大地震に大津波が加わった複合災害でありますから、他に類を見ないような大災害になったわけでございます。そこで、これからの医療機関づくりにおきましては、やはり安全な場所でない駄目ではないか、というのが最初から私の頭にありましたものですから、第1回目の復興委員会でも申し上げたわけでございます。

阪神淡路大震災にも私は行きましたが、ここは津波がございませんので、医療機関の復旧が早かったのです。今度は津波というものが加味された複合でございますから、医療機関の復旧はなかなか簡単にはいかない。大地震に大津波の複合の特徴である今回の様々な災害は、今後の復興策の策定において理解を深めて考えていってほしいと、そのように考えます。以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。この順番は、関連するものということで順序が並んでいるようですので、続いて、桑島委員からお願いできますか。

○桑島博委員 社協の桑島でございます。本委員会は2回の会合を済ませたわけですが、その間、復興の方向の柱立て、そういったものが論議されたところでございますが、議論の中身が極めて多方面にわたり、かつ長期的な展望のものでございました。そこで、私ども福祉関係者は、このうちの被災者の生活再建と、それに欠かせない福祉サービスの再構築につきまして、三つの意見を提案したいと考えております。過日、岩手県の社会福祉審議会を開催していただきまして、その中で多くの委員からいろいろな御意見をちょうだいいたしましたので、それらを含めて申し上げるものでございます。

第1点でございますが、被災者の自立的な生活再建をどのように支援していくか、ということでございます。震災後、2か月経過しているわけですが、率直なところ、本格的な復旧、復興への道はまだ遠いとの感想を持っておるものでございます。そこで、まず瓦礫の撤去など、生活基盤の回復を急ぎますとともに、義援金や災害弔慰金などの支援金の早急な交付によりまして、被災者の当面の生活をしっかり支えていくことが必要であろうと考えております。

次の段階といたしまして、被害が大きかった方々には生活再建のためのいろいろな資金の貸付制度があるわけですが、これらを十分に周知いたしまして、早急に生活再建の道につけるような強力な支援をしていただきたい。同時に、生活再建が実現するまでには応急仮設住宅などの住居が継続できるように、現在は2年になっておるところでございますが、何とか法制度の改正などをして柔軟に対応していただきたいと提案したいと思っております。

また被災者にとりましては、住宅再建、居住の確保、あるいは収入の確保、教育機会の確保、福祉サービスの確保、いろいろな課題があるわけですが、どれ一つ取っても、欠けることになると将来の生活再建にはならないわけですが、1日も早く将来のビジョンを描けるようにしてほしい。そのためには、被災者の多様な相談に総合的に対応できる、可能な専門のスタッフを配置した総合相談支援機関といったものを設けて対応する必要があるのではないか、ということをお願いいたします。

二つ目は新たなまちづくりの姿をどのように描いていくか、ということでございます。まちづくりの姿を描くに当たりましては人口の減少と高齢化の現実をしっかりと見据えまして、医療福祉サービスが必要な方々に効率良く行き渡るようなサービス提供基盤の整備を、まちづくりの構想の柱としてあらかじめ掲げていただきたいと考えておるところでございます。

それから、制度的なサービスでは対応できないニーズに対する福祉的支援、これは、買物支援とか見守りなどがございますが、これを行うためには、地域福祉コーディネーターの配置を拡充する必要があるのではないか、ということでございます。阪神淡路大震災におきましては、応急仮設住宅におきまして孤独死の発生が見られたということがございます。したがって、仮設住宅の集合地域には、特に自死や孤独死が発生しないように、コミュニティーぐるみの活動を構築するための地域コーディネーターを重点的に配置すべきではないかと考えます。

最後、三つ目でございますが、新たなまちづくりと連動した保健医療福祉体制をどのように構築していくか、ということでございます。被災地では福祉サービスの中核となる施設や、各種サービス事業の設備等に壊滅的な被害を受けているわけですが、これ

は早急に復旧する必要がありますし、これらの施設を運営する社会福祉法人や、地域福祉を担う市町村社協の活動にもいろいろ支障を来しておりますので、そういった施設の活動が支障ないようにするためには、新たな補助制度を制定するなどして、特別な支援が必要ではないかと考えております。また、施設の復旧に当たりましては、福祉の各機能が発揮できる複合的施設として効率的な整備を考えること。更には地域医療の再構築と併せて、医療と福祉の連携も視野に入れるべきであろうと考えておるところでございます。

また、民生委員活動の再編も急がれるところでございますが、再編に当たりましては、希薄になった地域福祉力の再構築のために、震災以前より手厚い配置をする必要があることを申し上げたいと存じます。限られた時間でございますが、先程御説明ありました具体的な施策につきまして、いろいろ掲載されておりまして非常に心強くお聞きしたところでございます。以上、意見を述べたということで終わらせていただきます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。それでは、ものづくり産業の新規立地ということで、植田委員から御提言をお願いします。

○植田眞弘委員 それでは、頑張って3分で。まず4ページをお開きください。岩手県立大学はこの4月からシンクタンク、地域課題解決型、対応型の研究をしていく地域政策研究センターをつくりました。その中に、復興研究の部門を作りました。というよりも、このセンターは、当面は復興部門だけをやっていこうということであります。私はその責任者ですが、その中で、三つの柱立てをいたしました。四角の中ですが、コミュニティーの絆を生かした暮らしの創造と再建。2番目、地域特性を踏まえた産業経済の創造と再建。三つ目が、災害に強いまちづくりとインフラ・システム整備。それぞれのテーマを、今、全学的に募っているところでありますが、このテーマを募る際に、我々、研究者として何ができるか、というよりも被災者、被災地が何を求めているかを重視しながら研究テーマを立てております。

代表的なものをご紹介します。1番目（1）ですが、被災者の支援ニーズの把握。あるいは、把握して的確に対応していくための被災者支援台帳、カルテを整備していこうということであります。2番目は、被災による心身のケアについて、長期的、継続的に取り組んでいきたいと思います。3番目は、仮設住宅や在宅被災者の社会的な孤立の予防、あるいは孤立死の防止と。これに対して生活支援型コミュニティーをつくりながら対応していく。そのためにはどういう課題があるか、という研究であります。これが1番目です。

2番目は、地域特性を踏まえた産業経済の創造ということですが、当然のことながら、漁業あるいは水産加工業を巻き込んだ漁業を核にした一体型の第一次産業を作っていくって、競争力を高めるというのがあります。ここではそれに加えて、漁業と観光を連携させた地場産業の可能性について模索したいという研究、これが1番目です。2番目は、ジオパーク構想の一環として津波被害の一部を災害遺構として保存して、それを地域の役に立つことができないかという研究であります。次のページでございます。ものづくり産業の新規立地、これは前のページに戻って、私が後で説明するところがあります。

大きな3番ですが、災害に強いまちづくりとインフラシステム整備というところでは、（1）大津波とか地球温暖化に伴う集中豪雨等の自然災害、この自然災害に強い未来都市を構築していく。そのための課題は何かを研究することです。それから今回、沿岸の被災した自治体は、情報ネットワークがこんなにもろいものだったのかと自治体の方々

もおっしゃっていますが、災害に強い、より効率的な情報ネットワークシステムを自治体と連携して開発していきたいということでもあります。3番目は、震災復興において立案・施行された様々な政策を検証、評価し、それで提言をしていくということでもあります。4番目は、復興の記録をして災害遺構を後世に伝えて、地域の防災文化を構築しようと。もちろん全てではありませんが、現時点でこういう研究テーマが復興研究として出揃っているところでもあります。これを復興計画の中で、我々、県立大学の研究が県及び他の研究機関、全体の研究の中に位置付けていただければと思います。

3ページに戻っていただきたいと思います。私はもともと経済学の研究者ですから、自分の専門領域しかものが見えないというのがありますけれども、働くところがなくなってしまったら、地域社会はどんどん縮小して行って、なくなってしまいうだろうと。そうなってしまうと、教育とか福祉とか問題もありますけれども、まずは働くところが最低限と言うのですか、一番、基本になるのではないかとということでもあります。

(1)ですが、地域社会の復興・発展には雇用を再建しなければならない。沿岸地域、県の分け方ではなくて、洋野町からずっと陸前高田までという分け方、上の方は県北という分類になりますけれども、被災地ですね、約12万人ぐらいの就業者がいらっしゃいますが、そのうちの半数ぐらいが、今、仕事を失っている状況であります。これをどうするか、という問題であります。これを元に戻すというか増やすという場合に、これは経済特区と言いますか、今日、日経新聞の一面トップに復興特措法の要綱案が公表されておりますが、こういう形で国家プロジェクトとして推進していく必要があるだろうと。

その際に(3)ですが、既に一定の産業集積を実現している地域、例えば宮古地域ではコネクタ一金型産業というのが集積しております。それから、漁協を中核にして水産加工業と一体化させて競争力を高める。これが復興の鍵になる地域もあります。すなわち、既にあるものを復興させる、あるいは改善していくというやり方です。

(4)ですが、それに加えて、沿岸地域の雇用を再建していくためには、あるいは発展する地域社会のモデルとして新しく生まれ変わっていくためには、まず雇用吸収力の高い産業が来てくれないと困る。あるいはそれを集積させないと困る、ということでありまして、しかもそれは、経済のグローバル化に対応した高い国際競争力を有するものづくり産業ではないかと。なぜ、ものづくり産業かと言いますと、当然ですが、雇用吸収力が高いからであります。これの沿岸地域への集積の可能性を探っていききたいということでもあります。

(5)に書いてあるのは、その際に、地域として受入体制を整備する必要もあるだろうということでもあります。復元と言いますか、復元ももちろん大切ですが、勝手な言葉を書きましたが、発展する地域社会のモデルとして生まれ変わるためには、新たなものづくり産業の集積を図る必要があるだろう。では、新たなものづくり産業とは可能性としてどんなものがあるだろうかと。今、プロジェクトを組んで詰めているところではありますが、そういうことも模索していきたい。

ここで私の提言は終わりですが、一つ、事務局と言いますか県にお願いしたいことがあります。沿岸の被災地の雇用環境と言うのですかね、産業部門ごとに、どれぐらいの方が、今、職を失っているのか、というデータがもしありましたら、今回のこの会議でも結構ですし、お示しいただければ助かりますが、その辺、お願いできますでしょうか。以上

です。

○藤井克己委員長 最後の点は、後ほどお尋ねいたしますので回答をお願いします。

続きまして、大井委員からお願いできますでしょうか。

○大井誠治委員 私から5点の提言を申し述べさせていただきます。第1点目でございますが、つくり育てる漁業の再建についてでございます。本県の漁業は早くから沿岸に着目しましてワカメ、アワビ、そして本県沿岸漁業の大きな柱でございます秋サケなど、つくり育てる漁業に官民一体となり力を注いだ成果が、近年の本県漁業を支えているところでございます。本県のこれらの種目は大震災前までは養殖ワカメ、天然ワカメ、天然アワビは全国一、秋サケは北海道に次ぐ2位の生産量を維持するなど、全国的にも高い評価を得ているところでございます。大震災前の岩手県における水産関連の生産額は平成20年度の実績でございますが、漁業生産額は水産加工品出荷額を合わせまして、1,243億円でございます。

これが一瞬のうちに撃滅したことから、水産業界のみならず沿岸地域が受けたダメージは計り知れないものがございます。したがって被災者、沿岸地域の基幹産業は水産業であり、この水産業の復興がなければ沿岸地域の復興はないものと考えております。特に本県の誇るワカメ、アワビ、秋サケなどのつくり育てる漁業の再建が復興の大きな第一歩になるものと確信しており、そのためには生産の基本となる漁場、種苗の生産体制、そして養殖施設の早急な復旧が求められるところでございます。

2点目でございますが、漁業、流通加工業の一体的な再構築についてでございます。生産面の再建はもとより、魚市場、冷凍・冷蔵、製氷工場、そして流通業者、更には加工業者など、どれか一つの機能の回復だけでは地域の産業のサイクルは成り立たず、これらを一体的かつ素早く再生しなければ、漁業者をはじめ関連事業者が廃業、撤退しかねません。私は水産業を基幹とした沿岸地域の経済を引っ張っていく際、地域の産業復興させるためには、早急にこの一連のサイクルを立ち上げ、雇用対策も取り進めたいとの思いで魚市場の早期再開を行ったところでございます。これらの復興は自助努力では無理でございます。国の全面的な財政的な支援がなければならぬものですが、その復興のあり方は国の管理下で統制されることなく、地域の声を聞き、地域の特徴を生かしたものにできればと考えております。

3点目でございますが、漁港等の整備についてでございます。県下の漁港も甚大な被害を受け、その機能が失われ、漁業再開に向けた漁業者の安全確保の大前提が崩壊している状況でございます。特に本県漁業の基幹である養殖漁業は地先海面に養殖施設を設置し、養殖物の陸揚げ、集出荷等が前浜の漁港で行われるなど、漁港と漁村の一体的な関係を保ちながら地域の水産業が成り立っております。このように水産業の拠点であり、地域の伝統文化継承などの機能を有する水産業、漁村の復興のためには、被害を受けた漁港を早急に復旧することが必要不可欠であると考えております。また、高地への集落移転が報道等で大きく取り上げられておりますが、集落移転が長期にわたれば、被災者にとっては相当つらいものとなることから、高地への集落移転のみを検討するのではなく、地域の実情に応じて、道路など公共施設の盛土や被災地を盛土した新集落の形成等、二重、三重の防災機能を組み合わせた強いまちづくりについても、地域で主体的に検討していく必要があるものと考えております。

4点目でございますが、漁業者の生活支援等についてでございます。私といたしましては、早急に災害前の生産レベルまで回復させるとの思いで取り組んでいるところでございますが、当面の問題は、軌道に乗るまでの間の漁業者、流通加工業者等の生活資金の確保等でございます。緊急的に雇用の維持や再建に向けた支援、漁業者、漁協、加工業者等の既に受けている債務の特例措置等がなければ、肝心の地域住民がいなくなってしまう懸念がございます。この点も初期の対応として十分考えなければならないことであると思われま

す。5点目、最後でございますが、漁協を核として地域の復興についてでございます。宮城県におきましては、新聞紙上等で見るとはありますが、国営化による水産業の復興、及び漁業権を民間に開放する特区等の構想があるとの報道がなされております。本県の漁業は宮城県に比べ相対的に事業規模は小さいものの、沿岸漁業を軸に地域に密着した増養殖や加工技術に対する意欲や向上心は高く、これまで地元漁業者及び加工業者等が様々な苦難を乗り越え、地域の環境保全や資源管理、そして加工振興等を図りながら沿岸域を支えてまいりました。宮城県の養殖漁業権の開放や漁港の集約化等の提案は、漁村の再生を阻み、更なる地域の崩壊を招くものと考えるところから、本県におきましては被災者、漁協の事務所復旧と漁協機能の早期回復を図るための全面的な支援をいただいた上で、漁協を核とした地域の復興を図るべきと考えております。

以上、5項目の提言を申し上げましたが、この一連の水産業がマイナスの状況からゼロの時点に戻ってスタートし、一体的な復興ができるよう委員会の皆様のお知恵を拝借するとともに、国、県、市町村の力強い支援をいただきながら取組たいと思っております。また、国の第一次補正予算は成立したところでございますが、これだけでは復旧すら不十分であり、少なくとも、今申し上げましたとおりゼロからの出発ができるよう、第二次補正予算に向けて、本委員会からも強い声をあげていただければと思います。どうか皆様方の更なるお力添えをよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。時間が押しておりますが、実は御提言 10分が続いておりますので、ポイントを押さえて御提言をお願いしたいと思っております。

○朝倉栄委員（長澤壽一委員代理） 長澤会長の代理でまいりました岩手県農協中央会の朝倉でございます。農業面からの提言として、三つ掲げてございます。

一つには、生活経営再建対策でございまして二重債務の解消問題です。これにつきましては先程既に説明がございましたので、これは農業面からも一つ要望するという観点です。二つ目の営農再開問題でございますけれども、4月7日の余震もかなりの影響がありまして、内陸部の施設が相当やられてございます。160か所に及ぶことになりまして、農協の本支店、営農センターも被災してございます。これらの施設でございまして、農業生産基盤に関わる問題ですので、早期復興のために施設の再編を踏まえた合理的、効率的な施設の再取得に向けての支援が必要ではないかと。それによって1日も早い生産活動への対策になると考えてございます。

9ページでございます。三つ目は、沿岸地域の農業をどう確立するか、ということでございます。まず、新たな産地をつくるという観点から、施設型園芸をやるべきではないか。というのは、沿岸特有の気象条件なり土地を勘案すれば、これがいいのかなということ

ございます。狭い農地をどう効率的に有効に活用するか。最小の投資で最大の効果となってきますと、大型農機具等も入れないで農業をやる施設型園芸がいいというふうに考えてございます。そのためにはパイプハウス等になるわけですが、設置への助成をやって、早く生産に取り組むようにしたらいかがか、ということでございます。また、当然、生産ばかりではなく、集荷、販売まで持っていかなければならないわけですので、一貫体制ということからすれば共同利用施設、これの後方の支援の部分もきちっと調整なりをして作っていかなければ、生産だけでは駄目だとなりますので、そちらも対応しなければならないと思っております。

では、誰が働くのかという問題が出てきます。皆さんご存じのとおり、高齢者が多いわけでございますので、これは集団で生産活動をやっていかなければならないのではないかと。そのためには集落営農組織が一番いいだろうと思っております。ただ、県下では425の営農組織がありますが、今、沿岸部には3組織しかございません。少ないわけですから、これをいい機会に、集落営農組織を支援しながら、とにかく地域の活性化をやっていけばいいのではないかと考えております。よろしくお願いたします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。長澤委員代理の朝倉委員でございました。続きまして、6番目になりますが、福田委員から御提言をお願いします。

○福田泰司委員 私からは、これまでに示されています論点に関して、2点述べさせていただきます。まず論点2のまちづくりについてでございます。第2回委員会において示されておりましたが、まちづくりに関して地域産業や日常生活の復興を支える地域公共交通の整備という観点から、鉄道という交通インフラのあり方を検討すべきと考えます。

津波に襲われた沿岸部については、市街地、集落等が壊滅的な被害を受けているほか、鉄道施設に関しても深刻な被害が発生しております。今後の復興に向けて県や沿岸部の市町村が中心となって被災地域の復興計画が策定されていくものと思われませんが、その中で、中心市街地や行政機関の移転等についても議論される可能性もあります。そのため、津波被害を受けた沿岸線区の復旧に当たっては、こうした地域全体の復興や、まちづくりの計画策定と一体となって進めていく必要があります。また、鉄道輸送にとって、安全の確保が最優先課題であることから、復旧に当たっては、鉄道路線のルート選定をはじめ、津波対策の確実な実施が必要であると考えます。

本日の資料5の9ページに、鉄道の復旧について記載されておりますけれども、まちづくりの計画策定と一体となった鉄道の復旧整備という概念を入れるべきと考えます。今、申しましたように、まちづくりと一体となった計画策定を進めていく上で、鉄道路線のルートが変更となる可能性もあります。その際には、新たな用地確保が必要となり、関係市町村や鉄道事業者単独では整備が困難となることが想定されます。この問題を解消するため、用地確保についての支援も検討すべきと考えます。

被災した沿岸部の鉄道施設は、駅舎、線路、橋げたの流出や埋没など、深刻な被害が確認されております。そのため、復旧に当たっては、新線建設と同等の大規模工事が必要となり、費用が莫大になることが想定されます。現行法令に基づく整備手法では鉄道事業者には過大な負担となることから、国、地方自治体、事業者の連携のもとで、まちづくりと一体となった鉄道整備を進めるため、新たな財源スキームの策定を検討すべきと考えます。また、建設費用やメンテナンスコストを抑えるという観点から、新技術を活用した復旧手

法についても検討すべきと考えます。復旧後も地域の足として路線を安定的に維持していくために、復旧と併せて鉄道事業の運営に対する配慮や支援についても検討すべきと考えます。

続きまして、論点7の観光についてでございますが、観光振興が復興に果たす役割は大きいことは第1回の委員会で申し上げたとおりでございます。先頃、平泉文化遺産の世界遺産登録に向けてイコモスによる登録の勧告がなされましたが、東北で初めてとなる世界文化遺産の登録は岩手の観光にとっても大きな力になることが期待されます。平泉の文化的な価値を守り高めながら、ガイドや二次交通など観光客の受入体制を充実するとともに、世界遺産登録によって期待される平泉効果を全県に波及させるための方策が必要と考えます。

また、来年の4月から6月までにはいわてデスティネーションキャンペーンが予定されております。平泉の世界文化遺産登録を最大限生かしながらいわてDCを地域経済の復興にいかに関わり付けていくかについて、自治体や関係団体が連携していくことが重要と考えます。

私からの提言は以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。それでは7番目として高橋真裕委員、お願いいたします。

○高橋真裕委員 私、事前に資料を提出しておりませんので、3点について口頭でお話をさせていただきます。1点目は、二重債務解消に向けたファンドの設立でございます。県の方から、このファンド設立のスキームが出て来ておりますけれども、既存債務の簿価での買い取り、あるいはその規模、こういうものに照らして考えますと、金融機関としても参加を前向きに考え得る高い評価のできる提言だというふうに考えております。ただし、具体的な制度設計の段階で留意していかなければならない点が二つあると考えております。それは、単に従前の状態に戻すということではなくて、競争力のある企業群を育成していく観点に立って、今、ある程度、競争力を持ち得るだろうという企業を優先した二重債務解消を進めていくべきではないか、ということです。

もう1点は、仮にも二重債務解消を目的にしましてモラルハザードを生じさせてはならないという点です。もう一つが、二重債務問題というのは企業のそれぞれの業態によってその程度が違ったり、置かれている環境が違うわけです。したがって、今回御提案のあった県のファンドだけで全てが解消できるとは考えておりません。例えばリスクマネーとして、直接、資本増強に活用できるようなファンドの設立とか、あるいはDDS、疑似資本のような既存の借入れを、劣後ローンのような形で疑似資本として固定してしまう、こういった金融手法もございます。したがって、様々な民間の知恵を活用するようなことを県の方から促していくことも必要なかなと考えております。

2点目は、重要なのはスピードだということで、スピード不足が復興の足かせになることも考えられるので留意してほしいことです。被災して気持ちが落ち込んでいる期間が長ければ長いほど、立ち直りに必要な時間も長くなると考えられるわけです。どんなに優れた施策であっても、実現のスピードが不足してタイムリーに実施されなければ効果は限定的になるというふうに考えられております。

釜石の水産加工業者、ここは工場が全壊したために、今、別の場所に新たに工場を再建

して操業したいと考えているようですが、農地転用許可あるいは建築確認等に非常に多くの時間を要するために、事業開始のめどが立っていないということです。販売先からは、これからも従前同様に取引をするといった支援の約束をもらってはいるようですが、仮に半年、1年というふうに時間が経過していけば、取引は解消されるのではないかと、うふうな懸念も生じてきているということで、一刻も早い復旧が必要と社長は感じております。どうしても縦割りの対応があるわけですが、そこを見直してワンストップでの窓口体制の確立、あるいは提出書類の簡略化、こういったことを十分に考慮に入れていただきながらスピードを上げて対応していただく、そういう余地はまだあるのではないかと私は感じております。

3点目が、進出企業の撤退あるいは規模縮小の懸念ということで、釜石で進出企業2社の撤退が決まり、こういった懸念が現実のものとなってきております。こうした動きは、復興の障害になるだけでなく、被災地域の経済基盤沈下に拍車をかけることにもつながりかねないと考えております。この対策が待ったなしだと考えておりますけれども、進出企業の定着化に成果を上げてきている一例として、北上市があるわけですが、こういった北上市のOB職員を活用して、沿岸の進出企業あるいは誘致企業を念入りに回ってもらいながら、撤退等の動きに歯止めをかけていくことも一つの案として考えられるのではないかと考えおります。以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。8番目に遠藤委員ですが、先程も質問されましたけれども、改めてどうぞ。

○遠藤洋一委員 2ページもののペーパーを準備させていただきました。11ページについては時間の関係もありますので、1点に絞ってお話しします。繰り返しになるかもしれませんが、2番(2)です。先程、ビジョンと計画の性格づけ等についての私の質問に対してのお答えもあったわけですが、いずれ、いろいろな柱立てと言いますか、具体的な項目を詰めるに当たっても、基本理念をしっかりと形で、それに合わせて詰めていく必要があるのではないかと思います。今後、総合企画専門委員会で検討なさるのか、事務局で提示なさるか分かりませんが、4回、5回目には、是非これを出していただければと思います。国の動向とか被災地の動向等もあるかもしれませんが、それに基づいてお話し合いを詰めていければと思っております。

2ページ目でございます。「学校・教育」ではなくて、「教育・文化」となったわけですが、前回の資料に則って考えたもの、太字の部分だけお話しさせていただきます。

1(1)は事務局で検討していただいていますので、ありがたいことだと思います。1(3)のオです。何名かの委員さん方からのご提案にもあったわけですが、復興教育と言いますか、防災教育の拠点の一つとして、中長期に見た場合にはメモリアルだけではなくて、私のイメージにあるのは、阪神淡路の時に国の復興特定事業の一つとして設立された「人と防災未来センター」のような、展示もするし、資料収集等もするし、研究機関も持っているし、様々な専門職員養成もする施設です。津波に特化した形で、どこまで出来るか分かりませんが、そんなふうな施設が、場合によっては本県だけではなくて、宮城とか福島との連携も図りながらできればいいなという思いでございます。

2番、3番、社会教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション。本日いただいた資料にもありますが、全県、どこにでもこういう形の取組は必要ではないかと思われましたの

で、できれば今回の被災地に特化した形のものが何かできないか、ということで太字のものを考えてみました。社会教育の中では、たぶん地域づくりみたいな発想の動きが出てくるのではないかと思いますので、それに対して県としての支援ができないかと思っております。3番目のスポーツ・レクリエーションについても、今回、被災されたそれぞれの地域には従来から盛んだったスポーツがありますので、その再生に向けての支援というものを項目立てできればありがたいという思いです。

4番目の文化の面については、項目がいくらか追加されておりますけれども、1(1)②の地域コミュニティの再生・活性化の項目にも郷土芸能、地域資源の項目もみられます。そのすり合わせも必要ではないかと考えております。文化についてどこまで本県で言えるのか、阪神淡路の場合は一つの大きな項目として、文化芸術を取り上げていますけれども、本県に即応した形で芸術文化面を何か考えることができればいいなという思いでございます。以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。本日、新任の中崎委員に加えて8名の委員から御提言をいただいたところでございます。それで意見交換に入りたいと思っておりますが、本日、野田委員の代理として大船渡市長の戸田様がお見えですので、戸田委員から、現場からの声と言いますか、この間の意見の感想を踏まえてでも結構でございます。御意見を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○戸田公明委員（野田武則委員代理） 大船渡市長の戸田でございます。岩手県並びに内陸各市町村の皆様におかれましては、沿岸諸都市、被災都市への支援をたくさんいただいております。本当に感謝申し上げます。更には、県内の様々な組織からも、あるいはボランティア団体、様々な御支援をいただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

一つだけ申し上げたいと思います。被災地の方は様々な資料を見る限り、復興に向けた動きが緊急対応型の復旧から、徐々に復興型へモードが移り変わって来ていると思います。そういった中で、今、瓦礫を撤去して仮置場に持っていく作業が進行中でございます。場所によって、面積的に言って10%を撤去した、あるいは20%、30%撤去したというところがございます。撤去して別な場所に仮置きされた瓦礫の処理でございますが、ここ1、2週間の間、首都圏の方から瓦礫の処理専門の業者さんが見えるのです。パンフレットをいろいろ説明してまいります。実は県庁さんにも行ってきましたと。ついでに沿岸の諸都市を訪問して説明して回っているところです、という話があるのですけれども、瓦礫の処理については県の方で御支援いただくというお話がございました。

実際に、形としてはどうなるのか。県の方が処理業者に直接発注して、はい大船渡へ、釜石へ、行ってやってきなさいという形になるのか、あるいは、各自治体で直接発注して、伝票の記録だけを持っていて、後でそれを県の方に請求する形になるのか。今、どういうスキームで考えているのか、教えていただきたいと思っております。その1点だけでございます。

○藤井克己委員長 項目を絞って1点ということですが、今、お答えいただけますか。

○環境生活部長 瓦礫の処理につきましては、一般廃棄物ということで、原則的には市町村が処理を行うというふうな建前になってございますが、今回の大震災に当たりまして、市町村の能力を超えるようなものすごい量が発生してございますので、市町村さんの方で県の方に処理を委託したいとお考えであれば、県がこれを受けまして、代わって処理を推

進するという仕組みができてございます。もちろん県でお受けすることになれば、県の方でそれぞれの廃棄物の種類別に応じて、中間処理あるいは最終処理をする業者さんを選定させていただきまして、それぞれに適切な価格での処理を委託して、お願いするという流れになろうかと思っております。その辺の実務的な部分で、今、各市町村を回りまして、御説明をさせていただいているところでございますので、御検討方、よろしく願いしたいと思えます。

○藤井克己委員長 その辺は連絡をとって、問われれば答えるのではなしに、コミュニケーションを密にとっていただきたいと思えます。

以上のように御提言、御意見をちょうだいしましたけれども、何か改めて言い足りない点等、ございますでしょうか。

○平山健一委員 いろいろな要望をお聞かせいただきまして、どれもこれも産業の復興のためには必要なことばかりと感じましたけれども、時間は限られておりますし、急いでやらなければならないという場面が必ず出てくると思えます。その辺りは総合企画専門委員会の方で検討して考え方をお示しできればいいと思えますが、ここの委員会とやったり、また戻って検討したり、そういうやり取りが、今後、起きてくると思えますのでよろしく願いしたいと思えます。

○藤井克己委員長 この委員会と専門委員会、対応する県の部、復興局が立ち上がっているわけですが、その辺が一体感を持って、今後進めていかなければいけないと改めて感じております。

皆様、それぞれのお立場からの御発言がありまして、今日、資料5にありますような具体的取組が、もう300項目ぐらいあるでしょうか。休み返上で準備された中身だと思えます。それから復興会議での知事の緊急提言というのでしょうか。復興構想会議に向けた提案内容ということ、私ども委員は、特に資料5については、今日初めて見たところでございますので、提言された内容も、先程の資料5の具体的取組と対照させますと、多くのものが入り入れられているのではないかという気がいたします。ただ、資料5の中身はかなり各論で個々具体的に、七つの柱、九つの論点で整理されているのですが、膨大でかなり細かなものになっている。先程の説明は少しめりはりをつけて報告しておられましたけれども、そのところで、大きな柱がどういうものか見えにくいと、私はそういう印象を持った次第です。

高橋委員がご指摘のところ、スピード感を持って対応しなければいけない。そのためには縦割りを克服するというのでしょうか、ワンストップで対応する必要があると言われました。そういう点から考えますと、資料5の柱の立て方が横つながりが少し見えにくいという感じがしまして、そこが委員の御発言から見た時に、今後のビジョンがもう少し基本的な理念、それから大きな柱をもう少しコンパクトに打ち出していくメッセージが必要ではないかと思っております。この場で聞いておりまして、私はそういうことを感じた次第です。今のような全体に関して、何か御意見がおありでしたらお願いします。

○長岡秀征委員 工業クラブの長岡でございます。私は、前回4月22日に東日本大震災津波に関する要望ということで、各省庁に省庁別要望事項を内閣府から経済産業省に至るまで、こと細かに要望事項を、これが全部実行されたらすごいなと思って読んでいたのですが、この中でどのぐらい進んでいるのか、これは長期でかかるものだとか、そういったも

のがどこかで示されることがあるでしょうか。要望した中で、例えば警察庁には県警警察官の緊急増員とか、こういう要望事項が網羅してあるのですけれども、これの進捗状況と言いますか、これは国の方では長い時間をかけてやるとかというのが、もし示されているのであれば、途中経過で構わないので教えていただければと思います。

○藤井克己委員長 というご質問ですが、お答えできますか。

○政策地域部千葉部長 ただいまお尋ねがありました件につきましては、現在、各部局を通じて確認中でございます。もうちょっとお時間をちょうだいしたいと思います。対応状況については後程お示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○藤井克己委員長 先程、植田委員からの雇用状況のデータをというのがありますが、大平さん、お願いします。

○大平復興局企画課総括課長 雇用のデータは、今、持ち合わせてございません。次回までにはご提示いたしますし、分かりしだい植田委員にはお示ししたいと思います。遠藤委員からの提言の中で、理念が示されるのかというご質問、遠藤委員の先程の11ページのところで、第4回、第5回委員会において提示されるものかという質問があります。こちらについて若干補足したいと思います。

ビジョンの構成を、今、考えてございまして、ビジョンにつきましては、前文と言いますか、はじめに、というところから、被災地域の概要と被災状況的なものが第1章的なものです。次に復興の前提となるグランドデザインの考え方のようなものをお示しするという事で、防災型の都市・地域づくりの基本的な考え方が必要だと考えてございます。更に、復興の理念と基本目標というところで、先程遠藤委員から御質問のあったところが、理念的なものと言いますか、基本的なキーワードを使いまして、基本的な目標のようなものをお示しできればと思っております。具体的な取組ということで、先程資料5で御説明したものであります。更に長期的なプロジェクトで1章立てられないかなと思っております。更に、具体的な進め方、手順的なもの、あるいは関係団体との連携等のようなものを最後にお示しできれば、復興ビジョンの全体的な構成になろうかと思っております。

その中で、基本理念については、総合企画専門委員会、月曜日に、理念についても検討し、第4回でお示しできるか、あるいは概要をお示しできるか。もちろん第5回では全体構成をお示しますもので、第4回でご議論いただくことも考えたいと思っております。

○藤井克己委員長 回答も含めて、今、全体のビジョンの構成を御紹介いただきましたけれども、今日の資料5、今のお話ですと、具体的取組が第4章ですか。その前に理念とか基本的目標ですか。その前がグランドデザインとおっしゃいましたね。最初は前文でしょうけれども、そういう章立てになっていくということです。今日は、その中の具体的取組を見ていただいたことになろうかと思っております。ありがとうございました。

少し時間が押してまいりましたので、各委員会の皆様から復興に向けた御提言、御意見をいただきましたけれども、達増知事から、何か所感等をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○達増知事 第3回岩手県東日本大震災津波復興委員会、今日は誠にありがとうございました。市町村、防災まちづくりの専門家、また県内、各界各分野の知恵と力の結集が、この場で確かめられながら進んでおり、どんどん具体的なところに話が進んでいると思います。これは国の復興構想会議に比べて、はるかにスピーディーで具体的に進んでいるとい

う印象を受けております。

国の会議の方は、第1回が顔合わせ。第2回は被災3県知事からの報告。第3回が阪神淡路大震災の経験ということで、それを経験した当時の知事さんとか政府の官房副長官の話。そして、第4回がこの間だったのですけれども、まだ発言していなかった委員の発言というのがあり、まだ全然、本格的な議論の中身に入っていないのですが、こちらの方は当事者である一人一人の委員の皆さんが、それぞれ当事者であることが大きいと思いますし、そこに市町村からの状況の報告や、専門家からの報告が入り、そういうつながりづくりという点で非常にうまくいっているのではないかと思います。被災した沿岸市町村と内陸市町村をつなぐ、また県外の市町村、県外の人たちと岩手をつないでいく。また様々な専門の分野をつないでいく。様々なつながりづくりが計画策定においても非常に大事であり、被災者支援や復旧、復興を進めていく上でもつながりづくりが大事ではないかと感じております。

連休中には天皇陛下、皇后陛下が岩手にもいらっしゃって、被災地の方をお見舞い、お励ましをいただいて、大きなつながりというものを感じましたし、連休明けからは、今までこちらに来ていなかった知事さん方や国会議員さんたちがどんどん入ってきておりまして、そういう大きなつながりづくりの流れを感じております。

先程福田委員から、いわてデスティネーションキャンペーンが来年あるということで、そういうつながりづくりなのかなと思いついておりました。被災者支援、また復旧、復興というテーマと観光を関連付けることで、観光というものが一段と深みを持ち、また、大きな広がりを持っていくのではないかと思います。観光を始め様々な分野で、そういうつながりづくりという発想が岩手全体に大きな力を与え、そして被災地や被災者への支援が力強く進んでいくのではないかと感じております。平泉に関しても、国の復興構想会議で上京した際、委員の皆さんからも、おめでとう、おめでとうという言葉がたくさんいただいております。正式にはまだ決まっていないのですが、かなり全国的にも知られておりまして、つながりづくりで復興を、ということに、平泉も大きな象徴的意義を果たしていくのではないかと感じております。

藤井委員長から、復興に向けた具体的取組を大きく整理して、そろそろメッセージ的に分かりやすくということで、遠藤委員からも理念の問題のご指摘がありました。やはり現実や被災の実態から離れた、復興の必要性から離れた理念を最初に決めてしまっはまずいということで、具体的な議論が進む中で理念が浮かび上がってくればいいなと期待をしていたところでありまして、そういう意味で、かなりいろいろ見えてきているところもあると思います。戸田市長がおっしゃっている人が死なないまちづくり、家が流されないまちづくり、これは国の復興構想会議でも紹介したところ、委員の皆さんたちが感銘を受けていました。そういうところが基本になると思います。また平泉についても、国の復興構想会議の第1回で紹介していたのですけれども、人と人との共生、人と自然との共生というのが平泉精神であり、それは復興の精神にもつながっていくべきではないかと思います。

先程申し上げたつながりづくり、これも「つながろう日本」というスローガンもありますけれども、つながりづくりで復興を、ということも、県の長期計画、「いわて県民計画」の三つの視点も、人、つながり、豊かさ、ということで、もともとそういう視点で岩手を良くしていこうという大きな流れがあったわけですから、復興においても、人と、豊

かさというより復興ですけれども、その間に、実はつながりが大きな視点、ポイントとしてあるのではないかと、いうことを思いました。以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

(5) 専門委員の設置について

○藤井克己委員長 急ぐようですが、議事の5番目、専門委員の設置についてお謀りいたします。事務局から説明をお願いします。

○大平復興局企画課総括課長 資料はございません。ただいま知事からお話がありましたように、本委員会は現場に即するということで、県内の各界、各層の方から御意見をいただいております。全国的と言いますか、県外の各分野の学識経験者の方から継続的に意見をいただくということで、この委員会に専門委員を置きたいと考えてございます。これは、この場所に来てご発言いただくということではなく、必要に応じて事務局がお話を伺うということで、ビジョンなり復興計画に反映させようというものであります。ということをご報告申し上げます。

○藤井克己委員長 岩手県以外の委員の方に参考意見を伺う、そういう方を数名、委嘱するというこのようです。

(6) その他

○藤井克己委員長 次に6のその他ですが、皆様から何かおありでしょうか。よろしいですか。それでは進行を事務局にお返しいたします。

4 その他

・次回会議の開催（5月25日(水)14:00~16:30)

○木村室長 長時間にわたしまして、ご議論、大変ありがとうございました。事務局から、次の委員会についてご連絡をいたします。次第の最後、その他にも書いてございますが、次回の委員会は、5月25日水曜日、本日と同じ2時から、同じエスポワールいわてで開催いたします。お忙しいところ恐縮ですが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

事務局からの連絡は以上でございます。何か御質問等、ございますでしょうか。

5 閉会

○木村室長 それでは、本日の委員会はこれを持ちまして閉会させていただきます。大変ありがとうございました。